

令和 6 年度

中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ（小・中・特）の手引

香川県教育委員会

中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱの手引について —ねらいと使い方—

- この手引は、中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱのねらいや内容・方法等を明らかにして、研修が効果的に行われるように作成した。

- 中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱの実施に当たっては、この手引を十分に活用して研修を円滑かつ効果的に進めるために、次のことに留意していただきたい。
 - ・ この手引には、対象教員の評価票案及び実施計画書案の作成、研修の参考例等を示している。
 - ・ 実施計画書案の作成に当たっては、対象教員の能力、適性、学校や地域の実態、児童生徒の実態等に応じた研修内容・研修方法となるように工夫する。
また、香川県教育センター（以下、県教育センターとする。）等における研修の成果が、校内における研修に生かされるように、互いの研修の関連を図るものとする。
 - ・ 年間を通じて、自らの研修課題について継続的に深められるようにするため、校内研修との関連を図り、効果的な研修が推進されるように配慮する。

- この研修の基盤となるのは、研修に取り組む対象教員一人一人の自分自身を啓発しようとする姿勢である。対象教員が自らの資質向上に取り組むことによって、教育専門職としての必要な資質・能力の向上を一層図られることが望まれる。

目 次

I	小学校、中学校及び特別支援学校中堅栄養教諭資質向上研修実施要項	1
II	中堅栄養教諭資質向上研修の対象者基準	3
III	中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ（小・中・特）の内容	4
IV	評価票案及び実施計画書案の作成について	6
V	中堅栄養教諭資質向上研修に係る評価基準	7
VI	中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書等の作成について	9

様式等

(様式1－1)	中堅栄養教諭評価票(自己評価用)	10
(様式1－2)	中堅栄養教諭評価票(案)(校長評価用)	12
(様式2)	中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ実施計画書(案)	14
(様式例3－1)	県教育センター等における研修受講記録	16
(様式例3－2)	校内等における研修受講記録	17
(様式4－1)	中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書(本人用)	18
(様式4－2)	中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書(校長用)	19
[資料1]	中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱに係る文書等の流れ(市町(学校組合)立小・中学校)	20
[資料2]	中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱに係る文書等の流れ(県立中学校、附属小・中学校)	21
[資料3]	中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱに係る文書等の流れ(特別支援学校)	22
[資料4]	栄養教諭の指標	23

受講に当たっての留意事項	24
--------------	----

I 小学校、中学校及び特別支援学校中堅栄養教諭資質向上研修 実施要項

香川県教育委員会

1 趣旨

この要項は、中堅栄養教諭資質向上研修の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

この要項に定める研修は、香川県教員研修計画に基づき、栄養教諭の経験に応じて実施する現職研修の一環として、香川県内の公立の小学校、中学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）における教育に関し相当の経験を有し、児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどることにおいて（学校教育法 37 条による）中核的な役割を担う栄養教諭（以下「中堅栄養教諭」という。）について、その職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図ることを目的とする。

3 実施主体等

- (1) 香川県内の国立及び公立の小学校等の栄養教諭に対する中堅栄養教諭資質向上研修は、香川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が実施する。
- (2) 市町教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 2 条の組合に置かれる教育委員会を含む。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 59 条により、中核市を除く。以下同じ。）は、その所管に属する学校の中堅栄養教諭について、県教育委員会が実施する中堅栄養教諭資質向上研修に協力するものとする。

4 対象者

- (1) 中堅栄養教諭資質向上研修の対象者は、原則として、小学校等の在職期間が 6 年を経過した栄養教諭及び 10 年を経過した栄養教諭とする。
- (2) 在職期間は、次の計算方法によるものとする。
 - ① 在職期間は、国立、公立又は私立の小学校等の学校栄養職員及び栄養教諭として在職した期間（臨時的に採用された期間を除く。）を通算した期間とする。
 - ② 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する職に従事した期間があるときは、その期間は、当該在職期間に通算するものとする。
 - ③ 在職期間のうち次に掲げる期間が引き続き 1 年以上あるときは、その期間の年数（1 年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算するものとする。
 - ア 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）又は地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の規定による休職又は停職により現実に職務を執ることを要しない期間
 - イ 国家公務員法又は地方公務員法の規定により職員団体の役員として専ら従事した期間
 - ウ 地方公務員法第 26 条の 6 第 1 項の規定により配偶者同行休業をした期間
 - エ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 109 号）又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）の規定により育児休業をした期間
 - オ 私立の小学校等の学校栄養職員及び栄養教諭として在職した期間について、ア、ウ又はエの期間に準ずるものとして任命権者が認める期間
 - カ その他在職期間から除算すべき期間として県教育委員会が定める期間

5 内容

中堅栄養教諭は、校内等における研修（6 日程度）を受けるとともに、校外において香川県教育センター（以下「県教育センター」という。）等における研修（10 日程度）を受けるものとする。

6 年間計画

- (1) 県教育委員会は、中堅栄養教諭資質向上研修の実施に関する年間を通した全体的な計画（以下「年間計画」という。）を作成するものとする。
- (2) 「年間計画」においては、研修の内容の具体的な項目、その実施の方法及び時期その他必要な事項を定めるものとする。

7 実施計画

- (1) 校長は、県教育委員会が作成する年間計画及び評価を行うための評価基準を踏まえ、対象となる中堅栄養教諭の能力、適性等について評価を行い、当該者ごとに評価票案及び実施計画書案を作成し、小学校等を所管する教育委員会に提出するものとする。
- (2) 小学校等を所管する教育委員会は、校長より提出された評価票案及び実施計画書案について、必要な調整を行い、当該者ごとに実施計画を決定し、実施計画書を作成するものとする。
- (3) 校長は、対象となる中堅栄養教諭に対し、小学校等を所管する教育委員会が作成した実施計画書に基づき、中堅栄養教諭資質向上研修を受けるよう職務上の命令を発する。

8 校内研修体制

- (1) 校長、副校長、教頭、主幹教諭及び指導教諭等は、実施計画書に従い、中堅栄養教諭に対して指導及び助言を行うものとする。
- (2) 校長は、中堅栄養教諭が校外における研修を受ける間、その業務等が適切に行われるよう配慮するものとする。

9 研修成果の評価及び報告

校長は、研修終了時に、中堅栄養教諭の教育活動その他の学校運営への参画等の状況等を基にその能力及び適性等を再び評価し、その結果をその後の研修等に活用するとともに、小学校等を所管する教育委員会に報告するものとする。

10 その他

この要項に定めるもののほか、中堅栄養教諭資質向上研修の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この要項は、平成30年4月1日から施行する。

Ⅱ 中堅栄養教諭資質向上研修の対象者基準（小・中・特）

対 象	○ 原則として、在職期間が6年を経過した栄養教諭等及び10年を経過した栄養教諭（以下「中堅栄養教諭」という。）
在職期間	○ 在職期間は、国立、公立又は私立の学校の学校栄養職員及び栄養教諭として在職した期間（臨時的に任用された期間を除く。）を通算した期間とする。 ○ 次の場合は在職期間に通算するものとする。 ・指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間 ・大学院修学休業をした期間 ・国際機関等に派遣された期間 ・公益法人等に派遣された期間 ・特別選考採用者が他県等で教職（教諭・養護教諭・栄養教諭）に就いていた期間 ・育児短時間勤務をしていた期間
在職期間から除算する場合	○ 在職期間のうち、次に掲げる期間が引き続き1年以上あるときは、その期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算する。 ・休職又は停職により現実に職務を執ることを要しない期間 ・職員団体の役員として専ら従事した期間（地方公務員法第55条の2第1項） ・育児休業をした期間 ・配偶者同行休業をした期間 ・その他在職期間から除算すべき期間として県教育委員会が定める期間
中堅栄養教諭資質向上研修の対象から除く者	○ 次の者を中堅栄養教諭資質向上研修の対象から除くものとする。 ・臨時的に採用された者 ・他の教育委員会が実施する同等の研修を受けた者 ・教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した者で、任命権者が中堅栄養教諭資質向上研修を実施する必要がないと認めた者
受講すべき年度の中堅栄養教諭資質向上研修を延期する者	○ 次の者は中堅栄養教諭資質向上研修の実施を延期するものとする。 ・受講すべき年度（以下「当該年度」という）中に、いわゆる産前休暇、産後休暇又は育児休業をとる予定がある者 ・当該年度中に、いわゆる産後休暇又は育児休業が終了する予定の者 ・その他上記に類似する者 ○ 延期された者は、延期された理由が消滅した日が属する年度の翌年度に受講するものとする。

Ⅲ 中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ（小・中・特）の内容

中堅栄養教諭資質向上研修実施要項に基づき、次のように中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱの内容を定める。

1 県教育センター等における研修（4日）

県教育センター等における研修の概要は以下のとおりである。

回	期 日	指標	研 修 内 容	場 所	備 考
	オンライン研修 (オンデマンド型) 4月～5月		オリエンテーション ※計画の立案前に各自で視聴すること	各所属 校等	
1	6/11 (火) 9:25～16:25	栄 Cc2 栄 Aa2 栄 Ac2 栄 Cb2	研修に向けて 講話・演習「学校における危機管理－学校保健・学校安全を通して－」 講話・演習「教育法規Ⅱ（交通法規、個人情報の保護等）」 講話・演習「中堅栄養教諭に求められるもの（食に関する指導・給食管理の両面から）」 実践発表・研究協議「家庭や地域との連携の図り方」	県教育 センター	中堅教諭Ⅱ（小・中） 中堅養護Ⅱ（小・中・高・特） と一部合同 高松市と共催
2	7/23 (火) 9:25～16:25	栄 Bb2 栄 Bb2	講話・演習「教科等における食に関する指導Ⅰ（学習指導案の作成）」 講話・演習「教科等における食に関する指導Ⅱ（模擬授業）」	県教育 センター	新採栄養（小・中）（特） 中堅養護Ⅰ（小・中）（特） と合同 高松市と共催
3	7/29 (月) 9:25～16:25	栄 Cb2 栄 Cb2 栄 Bb2 栄 Bb2	講話・演習「児童虐待防止のためのネットワークづくり」 研究協議「校内・校外における連携の図り方」 分科会 1 「教諭・養護教諭・栄養教諭の連携」 講話・演習「最近の食中毒の動向と学校給食衛生管理基準に基づいた評価と改善」 講話・研究協議「給食管理と食に関する指導の取組と課題」	県教育 センター	中堅教諭Ⅱ（小・中） 中堅教諭（幼・こ） 中堅養護Ⅱ（小・中・高・特） と一部合同 高松市と共催
4	12/25 (水) 9:25～16:25	栄 Ca2 栄 Ca2 栄 Aa2 栄 Ac2	公開講演「社会に開かれた教育課程とカリキュラム・マネジメント」 研究協議「カリキュラム・マネジメント」 講話・演習「教育法規Ⅲ（体罰、セクシュアル・ハラスメントの防止等）」 講話・研究協議「給食管理と食に関する指導の成果と課題」 閉講式	県教育 センター	中堅教諭Ⅱ（小・中）（高・特） 中堅養護Ⅱ（小・中・高・特） と一部合同 高松市と共催

※ 指標については、資料4を参照する。

※ 研修日程等に変更がある場合には別途連絡する。

(1) 栄養教諭の職務に関する研修

栄養管理、衛生管理、食に関する指導等について研修を行い、職務の遂行に必要な資質の向上を図る。

(2) 専門的な分野等に関する研修

教育法規（交通法規、個人情報の保護、体罰、セクシュアル・ハラスメントの防止を含む）、学校保健・学校安全、児童虐待防止等の喫緊の課題について研修を行い、必要な資質を高める。

2 校内等における研修（3日程度）

- (1) 基礎研修（栄養教諭と研究活動）
 - ・ 研究結果の分析の方法
 - ・ 研究のまとめ方
- (2) 食に関する指導や給食管理等に関する特定課題研究
 - (例) 食に関する指導
 - ・ 指導計画・学習指導案の作成
 - ・ 教材、教具の開発と工夫
 - ・ 授業等の実施と協議
 - (例) 給食管理
 - ・ 栄養管理
 - ・ 衛生管理
 - (例) その他
 - ・ 家庭や地域との連携
 - ・ 地場産物の活用等
- (3) 放送大学で学ぶ（受講科目にかかわらず、3日の研修に位置付ける。）
 - ・ 放送大学のテキストと放送授業（BS放送（テレビ・ラジオ）、インターネット等）を利用して大学の授業を受講する。

放送大学について

(期間) 2024年10月1日～2025年3月31日(学部科目履修生・大学院修士科目生)

(受付) 第1回 2024年6月10日(Web・郵送)～2024年8月31日(入学試験なし)

第2回 2024年9月1日(Web・郵送)～2024年9月10日(入学試験なし)

(費用) テキスト代含む。

区 分	入 学 料	授業料(2単位)
科目履修生(学部)	7,000円	12,000円
修士科目生(大学院)	14,000円	24,000円

※ 費用は個人負担とする。

※ 公立学校共済組合の割引(入学金が半額)及び香川県教職員互助会の選択型福利厚生制度による補助が利用できる。(入学に関しては、科目・選科・全科を問わない)

(学習方法) BS放送やインターネットを通じて、自分の好きな時間に自宅などで授業を視聴して学習をすることができる。

(科目例)

・学 部：小学校外国語教育教授基礎論、道德教育論、新時代の生徒指導、教育のためのICT活用、特別支援教育総論など約300科目。特別支援学校教諭免許状、隣接校種、上位の免許状の取得に活用できる。

・大学院：カリキュラムの理論と実践、教育行政と学校経営、道德教育の理念と実践、海外の教育改革、教育心理学特論など約70科目。専修免許状の取得に活用できる。

(スケジュール)

・単位認定試験（学部、大学院：2025年1月19日～1月23日（記述・併用）

（学部、大学院：2025年1月19日～1月27日（択一）

※自宅などでWebによる受験

・成績通知(2025年2月下旬)

(再視聴施設の利用)

・丸亀市(飯山総合学習センター)に再視聴施設があり、所定の手続きをすれば、本施設でも授業DVDやCDの視聴ができる。

(問合先)

・放送大学香川学習センター(高松市幸町1-1：香川大学幸町北キャンパス内)

〔電 話〕 087-837-9877

〔ウェブサイト〕 <https://www.ouj.ac.jp> [e-mail] c37-ksc@ouj.ac.jp

Ⅳ 評価票案及び実施計画書案の作成について

中堅栄養教諭資質向上研修実施要項に基づき、校長は、「中堅栄養教諭評価票(案)(校長評価用)」及び「中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ実施計画書(案)」を作成し、所管する教育委員会(県立中学校、特別支援学校及び附属学校においては県教育センター)に提出する。

1 評価票案について

「中堅栄養教諭評価票(案)(校長評価用)」(以下「評価票案」という。(様式1-2))の作成に当たっては、次のことに留意する。

- (1) 「評価票案」の校務分掌等は令和6年4月1日現在のものを記入する。
- (2) 「評価票案」の「評価」欄については、香川県教員等人材育成方針に基づく「素養・資質」、「知識・技能」、「連携・協働」、「特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応」、「ICTや情報・教育データの利活用」の各項目についての評価を基準により4段階で記入し、「総合所見」欄については、評価や過去の研修履歴、得意分野として伸ばすべき資質・能力等を考慮して総合的に記述する。
- (3) 小学校及び中学校の校長は、「評価票案」を令和6年5月9日(木)までに所管する教育委員会(県立中学校及び附属小・中学校は県教育センター)に1部提出する。特別支援学校の校長は、令和6年5月23日(木)までに県教育センターに1部提出する。
- (4) 中堅栄養教諭は、「中堅栄養教諭評価票(自己評価用)」(以下「自己評価票」という。(様式1-1))を校長に提出する。
「自己評価票」は、「評価票案」と同様の各項目について4段階で評価を記入する。また「研修に向けての課題等」の欄については、自己評価の結果や得意分野等を考慮して、研修に向けての課題や目標等について記入する。
- (5) 「評価票案」の作成は校長の権限と責任において行うべきものであり、評価においては漠然とした印象ではなく、評価項目ごとにおける具体的な事実に基づき正確・公正に行うものとする。

2 実施計画書案について

「評価票案」や研修内容に基づいて、「中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ実施計画書(案)」(以下「実施計画書案」という。(様式2))の作成に当たっては、次のことに留意する。

- (1) 「実施計画書案」には、「評価票案」や研修内容に基づいて、個人研修課題を立て、県教育センター等における研修と校内等における研修とに分けて、内容等の必要な事項を記入する。
- (2) 県教育センター等における研修の成果が校内等における研修に生かされるよう計画を立てる。
- (3) 「実施計画書案」の作成に当たっては、「(様式2)記入例」を参考にする。
- (4) 「実施計画書案」の作成に当たっては、中堅栄養教諭に自己評価を行わせ、中堅栄養教諭の意見や希望を参考とすることにより、中堅栄養教諭に自らの課題や適性、得意分野等を再認識させ、研修意欲を喚起するとともに、研修計画がより適切なものとなるよう配慮する。
- (5) 小学校及び中学校の校長は、「実施計画書案」を令和6年5月9日(木)までに所管する教育委員会(県立中学校及び附属小・中学校は県教育センター)に1部提出する。特別支援学校の校長は、令和6年5月23日(木)までに県教育センターに1部提出する。
- (6) 所管する教育委員会(県立学校及び附属学校においては県教育センター)は、提出された「実施計画書案」について必要な調整を行い、実施計画を決定し、関係学校長に連絡する。

3 決定した実施計画書について

- (1) 小学校及び中学校の校長は、決定した「実施計画書」を令和6年5月16日(木)までに所管する教育委員会へ3部(県立中学校、附属小・中学校の校長は県教育センターへ1部)提出する。
- (2) 決定した評価及び実施計画については、中堅栄養教諭が、自らの課題を明確に認識して研修に取り組むことが望ましいことから、必要に応じて中堅栄養教諭に示して説明することも考えられる。

V 中堅栄養教諭資質向上研修に係る評価基準

中堅栄養教諭資質向上研修実施要項に基づき、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」における発展期の各項目について、以下の４段階の評価基準により評価をする。

◆ 各評価項目の評価については、下記の基準によるものとする。

評 価	基 準
4	中堅栄養教諭として求められる程度以上に優れている
3	中堅栄養教諭として求められる一般的な程度を十分に満たしている
2	中堅栄養教諭として求められる最低限の程度を満たしている
1	中堅栄養教諭として求められる最低限の程度を満たしていない

◆ 校長及び教員としての資質の向上に関する指標（栄養教諭の指標）

キャリアステージ 目安となる経験年数		基礎期 １年目～６年目	発展期 ７年目～２０年目	深化期 ２１年目～
素養・資質	使命感・責任感	教員の使命と責任を理解し、法規の遵守や綱紀の保持などに対する意識を高め、教員として必要な倫理観を培う。	ミドルリーダーとしての使命感、責任感と高い倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などを率先して実践する。	他教員の範となるような確たる倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などについて、使命感、責任感を持って助言する。
	コミュニケーション	教育者としての自覚に基づき、子どもや保護者などと適切なコミュニケーションがとれるような、組織の一員としての社会性を身に付ける。	教育者として自覚を持った発言や行動ができ、円滑なコミュニケーション力や豊かな人間性を身に付ける。	教育者として信頼される発言や行動ができ、自ら範を示すとともに、コミュニケーション能力を生かして、周囲の関係を調整する。
	自己研鑽	他教員から学ぶ姿勢を持ち、自分を見つめ、適切な目標設定のもと、探究心を持って、研究と修養に励む。	自己の教育実践を振り返り、課題解決のために教育情報を広く収集し、適切な目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。	自己の教育実践を振り返りながら、より効果的な教育活動の実践に取り組むとともに、学校全体を視野に入れた目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。
知識・技能	子ども理解	子どもとのかかわりを通して、子どもの発達の段階や成長の背景、配慮を必要とする子どもへのかかわり方を理解する。	子どもの発達の段階や成長の背景を理解し、子どもとの関係を深めるとともに、配慮を必要とする子どもへの対応など、個に応じた適切な理解ができる。	個に応じた適切な理解を基に、子どもの個性が発揮できるよう専門的立場からの配慮ができる。
	食に関する指導	職務の専門性を理解し、実践に生かせる知識や技能を身に付け、学校において果たすべき役割を理解し、実践力を身に付ける。 食事摂取基準、学校給食衛生管理基準を理解するとともに、学校給食を生きた教材として活用できる給食管理を行うことができる。	専門的知識や技能をより一層高め、食に関する指導について評価し、改善を図ることができる。 給食管理の評価と改善ができる。	自らの指導実践を広く情報発信するなど、専門的知識や技能を学校全体の教育活動に生かすことができる。 給食管理について、市町等において指導的立場を果たすことができる。
	生徒指導	子どもに自己存在感や自己決定の場を与え、成長を支援するとともに、共感的	子どもの自己存在感を高め、成長を促すための適切な支援を行うとともに、共感的な人間関係を育成し、学校全体の教育活動の活性化につながる集団づくりができる。	

		な人間関係を育成し、計画的に集団づくりへの取組ができる。	
連携・協働	学校づくり	学校の教育目標を理解し、目標達成に向けた自己の役割を自覚し、特色ある学校づくりにおける「チーム学校」の一員として行動する。	学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的にかかわり、特色ある学校づくりに取り組む。
	参画・運営	保護者や地域との連携の必要性を理解し、管理職や同僚に報告、連絡、相談をしながら、教員集団の中で自ら進んでかかわりを持つ。	保護者や地域との連携に積極的にかかわるとともに、他の関係機関等との連携を強化し、協働において中心的な役割を果たす。
	危機管理	食に関する多様なリスクやトラブルを理解し、それに対応する力を身に付け、安全で安心な学校づくりに取り組む。	食に関する多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案し、安全で安心な学校づくりを推進する。

特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応	特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、対応するために必要となる知識や支援方法を身に付け、学習上・生活上の支援の工夫を行うことができる。	特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、学習上・生活上の支援の工夫を適切に行うとともに、関係教職員、保護者や学校給食調理従事者等と連携しながら組織的に対応することができる。	特別な配慮や支援を必要とする子どもに対して、適切に対応するとともに、他教員への指導や助言、関係機関や専門機関等との連携を積極的に推進することができる。
ICT や情報・教育データの利活用	学校における ICT 活用の意義を理解し、食に関する指導や給食管理等において ICT を積極的に活用するとともに、子どもの情報活用能力を育成するための実践を行うことができる。	ICT を効果的に活用した食に関する指導等を行い、給食管理等の効率化及び子どもの学習や生活の改善を図るため、情報・教育データを適切に活用することができる。	自らの ICT 活用指導力を高めるとともに、他教員に効果的な活用方法を指導助言することができる。情報・教育データを活用して組織的な課題を明確にし、解決に向けて働きかけることができる。

Ⅵ 中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書等の作成について

中堅栄養教諭資質向上研修実施要項に基づき、校長は、「中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書（校長用）」（以下「報告書（校長用）」という。（様式４－２））を作成し、所管する教育委員会（県立中学校、特別支援学校及び附属学校は県教育センター）に提出する。

１ 実施報告書について

- (1) 「報告書（校長用）」の「総合所見」欄については、今後の指導や研修に活用できるよう、研修の成果や今後の課題等を「素養・資質」、「知識・技能」、「連携・協働」、「特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応」、「ICT や情報・教育データの利活用」の観点を考えて、総合的に記述する。
- (2) 「報告書（校長用）」の作成に当たっては、研修終了後、校長が再度評価するとともに、中堅栄養教諭に自己評価させ、自らの伸びや課題等を再認識することにより、今後の研修意欲を喚起するとともに、「報告書（校長用）」がより適切なものとなるよう配慮する。
- (3) 校長は、「報告書（校長用）」を令和７年２月２８日（金）までに所管する教育委員会へ３部（県立中学校、特別支援学校及び附属学校は県教育センターへ１部）提出する。
- (4) 中堅栄養教諭が行う自己評価については、「中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書（本人用）」（以下「報告書（本人用）」という。（様式４－１））を作成し、校長に提出する。
「報告書（本人用）」は、研修の成果や今後の課題等を「素養・資質」、「知識・技能」、「連携・協働」、「特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応」、「ICT や情報・教育データの利活用」及び「成果と課題」の各項目について自己評価し、記述する。

２ 各研修における研修受講記録について

各研修終了後、中堅栄養教諭は、「県教育センター等における研修受講記録」（様式例３－１）及び「校内等における研修受講記録」（様式例３－２）を作成し、校長に提出する。

(様式1-1) 令和6年度 中堅栄養教諭評価票(自己評価用)

校名	学校	職名	栄養教諭	フリガナ	
				受講者名	
校務分掌等					

以下の基準により4段階で評価し、評価欄に記入してください。

基 準	評 価
中堅栄養教諭として求められる程度以上に優れている	4
中堅栄養教諭として求められる一般的な程度を十分に満たしている	3
中堅栄養教諭として求められる最低限の程度を満たしている	2
中堅栄養教諭として求められる最低限の程度を満たしていない	1

観 点		育成指標と発展期に求められる具体的な姿	評 価
A 素養・資質	使命感・責任感	ミドルリーダーとしての使命感、責任感と高い倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などを率先して実践する。 (例)・教育公務員として率先して服務規律を遵守し、綱紀の保持について、校内での意識が高まる雰囲気をつくることことができる。 ・ミドルリーダーとしての自覚を持ち、使命感、責任感を持って、児童生徒の教育に携わるとともに、後輩教員への支援をすることができる。	
	コミュニケーション	教育者として自覚を持った発言や行動ができ、円滑なコミュニケーション力や豊かな人間性を身に付ける。 (例)・相手の思いや考えをその背景を含めて理解し、状況に応じて、適切な助言やかかわりができる。 ・教育者としての自覚ある言動を通して、子供や保護者、同僚及び地域の人々の信頼関係を築くよう努めることができる。	
	自己研鑽	自己の教育実践を振り返り、課題解決のために教育情報を広く収集し、適切な目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。 (例)・今日的な教育動向の把握に努め、研修会等で広く情報を収集するなどし、自らの専門性を高めるとともに、学校課題を自らの課題として捉え、改善を図ることができる。 ・自己の教育実践の目標を定め、学び続ける姿勢を示し、積極的に教育情報を収集したり、課題解決のための具体的な提案をしたりしながら、共に高め合う教員集団づくりに貢献することができる。	
B 知識・技能	子ども理解	子どもの発達の段階や成長の背景を理解し、子どもとの関係を深めるとともに、配慮を必要とする子どもへの対応など、個に応じた適切な理解ができる。 (例)・児童生徒相互の好ましい人間関係づくりや、教師と児童生徒との信頼関係づくりに積極的にかかわり、一人一人の児童生徒に心地よい居場所をつくることことができる。 ・児童生徒一人一人の特性や状況、生活環境等を多面的・多角的に捉え、個に応じた適切な指導や支援の組織的な対応を提案することができる。	
	食に関する指導	専門的知識や技能をより一層高め、食に関する指導について評価し、改善を図ることができる。 給食管理の評価と改善ができる。 (例)・学校教育活動全体を通じた学校における食育推進の中核的な役割を果たすとともに、適切に評価・改善することができる。 ・食事摂取基準の考え方に基づいた栄養管理を行うとともに、定期的に評価改善を行うことができる。衛生管理上の課題の改善することができる。	
	生徒指導	子どもの自己存在感を高め、成長を促すための適切な支援を行うとともに、共感的な人間関係を育成し、学校全体の教育活動の活性化につながる集団づくりができる。 (例)・他の教員と組織的に対応しながら、学級や学年のみならず学校全体の児童生徒の実態を把握し、よりよい集団づくりに取り組むことができる。 ・児童生徒の自己存在感を高めるとともに、児童生徒の将来を見据え、問題解決能力を高めるための支援をすることができる。	

観 点		育成指標と発展期に求められる具体的な姿	評 価
C 連携・協働	学校づくり	学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的にかかわり、特色ある学校づくりに取り組む。	
		(例)・各校の学校教育目標の達成に向けて、自校の特徴と課題を踏まえ、積極的に特色ある学校づくりに参画することができる。 ・組織の一員として、学校の課題解決に向けて、栄養教諭としての専門性を発揮することができる。	
	参画・運営	保護者や地域との連携に積極的にかかわるとともに、他の関係機関等との連携を強化し、協働において中心的な役割を果たす。	
		(例)・保護者や地域、外部の専門機関等との連携の強化に努め、組織の一員として、その関係を円滑にするために働きかけることができる。 ・協働的な教員集団づくりに中心となって関わるとともに、後輩教員に的確な助言や支援をすることができる。	
	危機管理	食に関する多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案し、安全で安心な学校づくりを推進する。	
		(例)・学校保健や学校安全の視点から教育活動に配慮した環境づくりに努めるとともに、リスクの早期発見、早期対応に向け、適切な対応策及び未然防止策を講じることができる。 ・学校給食におけるリスク要因を分析し、緊急時マニュアル等の改善ができ、全教職員に共通理解を図り、組織的に事故防止対策に取り組むことができる。	
特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応		特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、学習上・生活上の支援の工夫を適切に行うとともに、関係教職員、保護者や学校給食調理従事者等と連携しながら組織的に対応することができる。 (例)・障害のある児童生徒や不登校児童生徒等、特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性、気持ち及び困難の背景等を理解するとともに、教育支援に関する情報を確実に引き継ぎ、切れ目のない支援を推進することができる。 ・関係教職員、保護者、学校給食調理従事者や関係機関等と連携の強化に努め、個々の課題を解決するために指導や支援の組織的な対応を提案することができる。	
ICT や情報・教育データの利活用		ICT を効果的に活用した食に関する指導等を行い、給食管理等の効率化及び子どもの学習や生活の改善を図るため、情報・教育データを適切に活用することができる。 (例)・ICT を効果的に活用して、食に関する指導等の授業を行ったり、一人一人の児童生徒の状況を多面的に確認し、生活改善等の支援について栄養教諭の立場から積極的に提案したりすることができる。 ・校務の情報化に対応して、効率的に業務を進め、情報を適切に扱うとともに、校内の情報化においてリーダーシップを発揮することができる。	
研修に向けての課題等			
		評価年月日	令和 年 月 日

(様式 1－2) 令和 6 年度 中堅栄養教諭評価票(案) (校長評価用)

校 名	学校	職 名	栄養教諭	フリガナ 受講者名	
校務分掌等					

以下の基準により 4 段階で評価し、評価欄に記入してください。

基 準	評 価
中堅栄養教諭として求められる程度以上に優れている	4
中堅栄養教諭として求められる一般的な程度を十分に満たしている	3
中堅栄養教諭として求められる最低限の程度を満たしている	2
中堅栄養教諭として求められる最低限の程度を満たしていない	1

観 点		育成指標と発展期に求められる具体的な姿	評 価
A 素 養 ・ 資 質	使命感・責任感	ミドルリーダーとしての使命感、責任感と高い倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などを率先して実践する。 (例)・教育公務員として率先して服務規律を遵守し、綱紀の保持について、校内での意識が高まる雰囲気をつくることことができる。 ・ミドルリーダーとしての自覚を持ち、使命感、責任感を持って、児童生徒の教育に携わるとともに、後輩教員への支援をすることができる。	
	コミュニケーション	教育者として自覚を持った発言や行動ができ、円滑なコミュニケーション力や豊かな人間性を身に付ける。 (例)・相手の思いや考えをその背景を含めて理解し、状況に応じて、適切な助言やかかわりができる。 ・教育者としての自覚ある言動を通して、子供や保護者、同僚及び地域の人々との信頼関係を築くよう努めることができる。	
	自己研鑽	自己の教育実践を振り返り、課題解決のために教育情報を広く収集し、適切な目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。 (例)・今日的な教育動向の把握に努め、研修会等で広く情報を収集するなどし、自らの専門性を高めるとともに、学校課題を自らの課題として捉え、改善を図ることができる。 ・自己の教育実践の目標を定め、学び続ける姿勢を示し、積極的に教育情報を収集したり、課題解決のための具体的な提案をしたりしながら、共に高め合う教員集団づくりに貢献することができる。	
B 知 識 ・ 技 能	子ども理解	子どもの発達の段階や成長の背景を理解し、子どもとの関係を深めるとともに、配慮を必要とする子どもへの対応など、個に応じた適切な理解ができる。 (例)・児童生徒相互の好ましい人間関係づくりや、教師と児童生徒との信頼関係づくりに積極的にかかわり、一人一人の児童生徒に心地よい居場所をつくることことができる。 ・児童生徒一人一人の特性や状況、生活環境等を多面的・多角的に捉え、個に応じた適切な指導や支援の組織的な対応を提案することができる。	
	食に関する指導	専門的知識や技能をより一層高め、食に関する指導について評価し、改善を図ることができる。 給食管理の評価と改善ができる。 (例)・学校教育活動全体を通じた学校における食育推進の中核的な役割を果たすとともに、適切に評価・改善することができる。 ・食事摂取基準の考え方に基づいた栄養管理を行うとともに、定期的に評価改善を行うことができる。衛生管理上の課題の改善することができる。	
	生徒指導	子どもの自己存在感を高め、成長を促すための適切な支援を行うとともに、共感的な人間関係を育成し、学校全体の教育活動の活性化につながる集団づくりができる。 (例)・他の教員と組織的に対応しながら、学級や学年のみならず学校全体の児童生徒の実態を把握し、よりよい集団づくりに取り組むことができる。 ・児童生徒の自己存在感を高めるとともに、児童生徒の将来を見据え、問題解決能力を高めるための支援をすることができる。	

受講者名

観 点		育成指標と発展期に求められる具体的な姿	評 価			
C 連携・協働	学校づくり	学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的に かかわり、特色ある学校づくりに取り組む。				
		(例)・各校の学校教育目標の達成に向けて、自校の特徴と課題を踏まえ、積極的に特 色ある学校づくりに参画することができる。 ・組織の一員として、学校の課題解決に向けて、栄養教諭としての専門性を発揮 することができる。				
	参画 ・ 運営	保護者や地域との連携に積極的にかかわるとともに、他の関係機関等との 連携を強化し、協働において中心的な役割を果たす。				
		(例)・保護者や地域、外部の専門機関等との連携の強化に努め、組織の一員として、 その関係を円滑にするために働きかけることができる。 ・協働的な教員集団づくりに中心となって関わるとともに、後輩教員に的確な助 言や支援をすることができる。				
	危機管理	食に関する多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案 し、安全で安心な学校づくりを推進する。				
		(例)・学校保健や学校安全の視点から教育活動に配慮した環境づくりに努めるととも に、リスクの早期発見、早期対応に向け、適切な対応策及び未然防止策を講じ ることができる。 ・学校給食におけるリスク要因を分析し、緊急時マニュアル等の改善ができ、全 教職員に共通理解を図り、組織的に事故防止対策に取り組むことができる。				
特別な配慮や 支援を必要とする 子どもへの対応	特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、学習上・生活上 の支援の工夫を適切に行うとともに、関係教職員、保護者や学校給食調理 従事者等と連携しながら組織的に対応することができる。					
ICT や情報・教育 データの利活用	ICT を効果的に活用した食に関する指導等を行い、給食管理等の効率化及 び子どもの学習や生活の改善を図るため、情報・教育データを適切に活用 することができる。					
	(例)・ICT を効果的に活用して、食に関する指導等の授業を行ったり、一人一人の児童 生徒の状況を多面的に確認し、生活改善等の支援について栄養教諭の立場から 積極的に提案したりすることできる。 ・校務の情報化に対応して、効率的に業務を進め、情報を適切に扱うとともに、 校内の情報化においてリーダーシップを発揮することができる。					
総 合 所 見						
評価 年月日	令和 年 月 日	評価者	職 名	校長	氏 名	

(様式2)

校名 (

学校)

受講者名 (

校長名 (

個人研修課題

月

県教育センター等における研修

校内等における研修

事前課題・提出物等

4

5

6

7

8

9

10

11

12

1

2

3

実施計画書（案）の作成時に、香川県教育センター オンライン研修サイトにアクセスし、「中堅教諭等、養護教諭、栄養教諭資質向上研修Ⅱオリエンテーション」の動画を視聴してください。

- 動画は令和6年4月1日（月）より視聴可能です。
- オンライン研修サイトのログインには、閲覧IDとパスワードが必要です。

・令和6年4月1日（月）～4月下旬まで

令和5年度用の閲覧IDとパスワードを使用

• 4月下旬以降

令和6年度用の閲覧IDとパスワードを使用

令和6年度の閲覧ＩＤとパスワードの設定、及び閲覧ＩＤ等が変更される日時については、4月上旬に香川県教育センターから各学校に送付される文書を参照してください。

(様式2) 記入例 **令和6年度 中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ実施計画書(案)**

校名 () 学校)

受講者名 ()

校長名 ()

評価票案等に基づき、中堅栄養教諭の意見や希望を参考にしながら決定する。

実施計画書案が決定したら、案を取り、実施計画書として提出する。

個人研修課題		食に関する指導の充実について — 食生活学習教材を活用した授業実践を中心にして —	
月	県教育センター等における研修	校内等における研修	事前課題・提出物等
	「Ⅲ 1 県教育センター等における研修」を基に作成する。(4日)	「Ⅲ 2 校内等における研修」を基に作成する。(3日程度)	○自己評価票、実施計画書案作成・提出(校内)
5	○オンライン研修「オリエンテーション」受講		○評価票案、実施計画書案提出(9日) ○実施計画の決定 ○実施計画書提出(16日)
6	○県教育センター主催研修(11日)		
7	○県教育センター主催研修(23日) ○県教育センター主催研修(29日)	○校内実践授業に向けた教材研究、学習指導案の作成	○「教科等における食に関する指導」資料準備(7月23日集合研修に向けて) ○「給食管理と食に関する指導の取組と課題」資料準備(7月29日集合研修に向けて)
8		○食に関する実態調査の実施と結果のまとめ	
9			
10		○校内実践授業、授業後の指導	
11			
12	○県教育センター主催研修(25日)		○「カリキュラム・マネジメント」資料準備(12月25日集合研修に向けて)
1			○研修受講記録提出(校内)
2		○1年間の研修のまとめ	○実施報告書作成・提出(校内) ○実施報告書提出(28日)
3			

(様式例 3 - 1) 中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ 県教育センター等における研修受講記録

校名 () 学校) 受講者名 ()

研修日時	月 日 () 曜日 : ~ :	研修会場	
研修内容			
研修成果及び感想			
研修日時	月 日 () 曜日 : ~ :	研修会場	
研修内容			
研修成果及び感想			

※学校独自の様式も可

(様式例 3－2) 中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ 校内等における研修受講記録

研修日時	校名 (学校)	受講者名 ()
月 日 () : } :		
月 日 () : } :		
月 日 () : } :		

※学校独自の様式も可

(様式4-1) 令和6年度 中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書(本人用)

校名	学校	職名	栄養教諭	フリガナ	
				受講者名	

観 点		育成指標	報告及び自己評価
A 素 養 ・ 資 質	使命感・責任感	ミドルリーダーとしての使命感、責任感と高い倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などを率先して実践する。	
	コミュニケーション	教育者として自覚を持った発言や行動ができ、円滑なコミュニケーション力や豊かな人間性を身に付ける。	
	自己研鑽	自己の教育実践を振り返り、課題解決のために教育情報を広く収集し、適切な目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。	
B 知 識 ・ 技 能	子ども理解	子どもの発達の段階や成長の背景を理解し、子どもとの関係を深めるとともに、配慮を必要とする子どもへの対応など、個に応じた適切な理解ができる。	
	食に関する指導	専門的知識や技能をより一層高め、食に関する指導について評価し、改善を図ることができる。 給食管理の評価と改善ができる。	
	生徒指導	子どもの自己存在感を高め、成長を促すための適切な支援を行うとともに、共感的な人間関係を育成し、学校全体の教育活動の活性化につながる集団づくりができる。	
C 連 携 ・ 協 働	学校づくり	学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的にかかわり、特色ある学校づくりに取り組む。	
	参画・運営	保護者や地域との連携に積極的にかかかわるとともに、他の関係機関等との連携を強化し、協働において中心的な役割を果たす。	
	危機管理	食に関する多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案し、安全で安心な学校づくりを推進する。	
特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応		特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、学習上・生活上の支援の工夫を適切に行うとともに、関係教職員、保護者や学校給食調理従事者等と連携しながら組織的に対応することができる。	
ICT や情報・教育データの利活用		ICT を効果的に活用した食に関する指導等を行い、給食管理等の効率化及び子どもの学習や生活の改善を図るため、情報・教育データを適切に活用することができる。	
成果と課題			
		報告年月日	令和 年 月 日

(様式4-2) 令和6年度 中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書(校長用)

校名	学校	職名	栄養教諭	フリガナ	
				受講者名	

観 点		育 成 指 標
A 素養・資質	使命感・責任感	ミドルリーダーとしての使命感、責任感と高い倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などを率先して実践する。
	コミュニケーション	教育者として自覚を持った発言や行動ができ、円滑なコミュニケーション力や豊かな人間性を身に付ける。
	自己研鑽	自己の教育実践を振り返り、課題解決のために教育情報を広く収集し、適切な目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。
B 知識・技能	子ども理解	子どもの発達の段階や成長の背景を理解し、子どもとの関係を深めるとともに、配慮を必要とする子どもへの対応など、個に応じた適切な理解ができる。
	食に関する指導	専門的知識や技能をより一層高め、食に関する指導について評価し、改善を図ることができる。 給食管理の評価と改善ができる。
	生徒指導	子どもの自己存在感を高め、成長を促すための適切な支援を行うとともに、共感的な人間関係を育成し、学校全体の教育活動の活性化につながる集団づくりができる。
C 連携・協働	学校づくり	学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的にかかわり、特色ある学校づくりに取り組む。
	参画・運営	保護者や地域との連携に積極的にかかわるとともに、他の関係機関等との連携を強化し、協働において中心的な役割を果たす。
	危機管理	食に関する多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案し、安全で安心な学校づくりを推進する。
特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応		特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、学習上・生活上の支援の工夫を適切に行うとともに、関係教職員、保護者や学校給食調理従事者等と連携しながら組織的に対応することができる。
ICTや情報・教育データの利活用		ICTを効果的に活用した食に関する指導等を行い、給食管理等の効率化及び子どもの学習や生活の改善を図るため、情報・教育データを適切に活用することができる。
総合所見		
報告年月日	令和 年 月 日	報告者 職名 校長 氏名

〔資料１〕 令和６年度 中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱに係る文書等の流れ（市町（学校組合）立小・中学校）

4月 下旬	中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱを受ける者の決定通知
4月 ・ 5月	評価票案、実施計画書案等の作成 ○中堅栄養教諭は、校長に次のものを提出する。 ・「中堅栄養教諭評価票（自己評価用）」（様式１－１）※ 評価票案、実施計画書案等の提出 ○校長は、所管する教育委員会に、次のものを１部提出する。 ・「中堅栄養教諭評価票（案）（校長評価用）」（様式１－２） ・「中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ実施計画書（案）」（様式２） ＜提出期限：令和６年５月 ９日（木）＞ 実施計画の決定 ○所管する教育委員会は、提出書類を受けて必要な調整を行い、実施計画を決定し、関係学校長に連絡する。 実施計画書の提出 ○校長は、所管する教育委員会に、次のものを３部提出する。 ・「中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ実施計画書」（様式２） ＜提出期限：令和６年５月１６日（木）＞ ○市町（学校組合）教育委員会は、教育事務所に２部提出する。 ＜提出期限：令和６年５月２３日（木）＞ ○教育事務所は、県教育センターに１部提出する。 ＜提出期限：令和６年６月 ３日（月）＞
6月 ・ 2月	県教育センター等における研修、校内等における研修 ○中堅栄養教諭は、研修終了後、校長に次のものを提出する。 ・「県教育センター等における研修受講記録」（様式例３－１）※ ・「校内等における研修受講記録」（様式例３－２）※
2月 ・ 3月	実施報告書の作成 ○中堅栄養教諭は、校長に次のものを提出する。 ・「中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書（本人用）」（様式４－１）※ 実施報告書の提出 ○校長は、所管する教育委員会に、次のものを３部提出する。 ・「中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書（校長用）」（様式４－２） ＜提出期限：令和７年２月２８日（金）＞ ○市町（学校組合）教育委員会は、教育事務所に２部提出する。 ＜提出期限：令和７年３月 ７日（金）＞ ○教育事務所は、県教育センターに１部提出する。 ＜提出期限：令和７年３月１４日（金）＞

※（様式１－１）（様式例３－１）（様式例３－２）（様式４－１）については市町（学校組合）教育委員会・教育事務所・県教育センターに提出する必要はない。

● 様式は県教育センターWebサイトからダウンロードできる。

〔資料２〕 **令和６年度 中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱに係る文書等の流れ**（県立中学校、附属小・中学校）

4月 下旬	中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱを受ける者の決定通知
4月 ・ 5月	評価票案、実施計画書案等の作成 ○中堅栄養教諭は、校長に次のものを提出する。 ・「中堅栄養教諭評価票（自己評価用）」（様式１－１）※ 評価票案、実施計画書案等の提出 ○校長は、県教育センターに、次のものを１部提出する。 ・「中堅栄養教諭評価票(案)（校長評価用）」（様式１－２） ・「中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ実施計画書(案)」（様式２） ＜提出期限：令和６年５月 ９日（木）＞ 実施計画の決定 ○県教育センターは必要な調整を行い、実施計画を決定し、関係学校長に連絡する。 実施計画書の提出 ○校長は、県教育センターに、次のものを１部提出する。 ・「中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ実施計画書」（様式２） ＜提出期限：令和６年５月１６日（木）＞
6月 ・ 2月	県教育センター等における研修、校内等における研修 ○中堅栄養教諭は、研修終了後、校長に次のものを提出する。 ・「県教育センター等における研修受講記録」（様式例３－１）※ ・「校内等における研修受講記録」（様式例３－２）※
2月 ・ 3月	実施報告書の作成 ○中堅栄養教諭は、校長に次のものを提出する。 ・「中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書（本人用）」（様式４－１）※ 実施報告書の提出 ○校長は、県教育センターに、次のものを１部提出する。 ・「中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書（校長用）」（様式４－２） ＜提出期限：令和７年２月２８日（金）＞

※（様式１－１）（様式例３－１）（様式例３－２）（様式４－１）については県教育センターに提出する必要はない。

● 様式は県教育センターWebサイトからダウンロードできる。

〔資料 3〕 令和 6 年度 中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱに係る文書等の流れ（特別支援学校）

4 月 下旬	中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱを受ける者の決定通知
4 月 ・ 5 月	評価票案、実施計画書案等の作成及び提出 ○中堅栄養教諭は、校長に次のものを提出する。 ・「中堅栄養教諭評価票（自己評価用）」（様式 1－1）※ ○校長は、県教育センターに次のものを提出する。 ・「中堅栄養教諭評価票(案)（校長評価用）」（様式 1－2） ・「中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ実施計画書(案)」（様式 2） ＜提出期限：令和 6 年 5 月 23 日（木）＞ 実施計画の決定 ○県教育センターは必要な調整を行い、実施計画を決定し、関係学校長に連絡する。
6 月 （ 2 月	県教育センター等における研修、校内等における研修 ○中堅栄養教諭は、研修終了後、校長に次のものを提出する。 ・「県教育センター等における研修受講記録」（様式例 3－1）※ ・「校内等における研修受講記録」（様式例 3－2）※
2 月 ・ 3 月	実施報告書の作成 ○中堅栄養教諭は、研修終了後、校長に次のものを提出する。 ・「中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書（本人用）」（様式 4－1）※ 実施報告書の提出 ○校長は、県教育センターに次のものを提出する。 ・「中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書（校長用）」（様式 4－2） ＜提出期限：令和 7 年 2 月 28 日（金）＞

※（様式 1－1）（様式例 3－1）（様式例 3－2）（様式 4－1）については県教育センターに提出する必要はない。

● 様式は県教育センター Web サイトからダウンロードできる。

〔資料 4〕

栄養教諭の指標（香川県教員等人材育成方針）

キャリアステージ 観点		基礎期 1	発展期 2	深化期 3
目安となる経験年数		1 年目～6 年目	7 年目～20 年目	21 年目～
素養・資質 A	使命感・責任感 a	教員の使命と責任を理解し、法規の遵守や綱紀の保持などに対する意識を高め、教員として必要な倫理観を培う。	ミドルリーダーとしての使命感、責任感と高い倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などを率先して実践する。	他教員の範となるような確たる倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などについて、使命感、責任感を持って助言する。
	コミュニケーション b	教育者としての自覚に基づき、子どもや保護者などと適切なコミュニケーションがとれるような、組織の一員としての社会性を身に付ける。	教育者として自覚を持った発言や行動ができ、円滑なコミュニケーション力や豊かな人間性を身に付ける。	教育者として信頼される発言や行動ができ、自ら範を示すとともに、コミュニケーション能力を生かして、周囲の関係を調整する。
	自己研鑽 c	他教員から学ぶ姿勢を持ち、自分を見つめ、適切な目標設定のもと、探究心を持って、研究と修養に励む。	自己の教育実践を振り返り、課題解決のために教育情報を広く収集し、適切な目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。	自己の教育実践を振り返りながら、より効果的な教育活動の実践に取り組むとともに、学校全体を視野に入れた目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。
知識・技能 B	子ども理解 a	子どもとのかかわりを通して、子どもの発達段階や成長の背景、配慮を必要とする子どもへのかかわり方を理解する。	子どもの発達の段階や成長の背景を理解し、子どもとの関係を深めるとともに、配慮を必要とする子どもへの対応など、個に応じた適切な理解ができる。	個に応じた適切な理解を基に、子どもの個性が発揮できるよう専門的立場からの配慮ができる。
	食に関する指導 b	職務の専門性を理解し、実践に生かせる知識や技能を身に付け、学校において果たすべき役割を理解し、実践力を身に付ける。 食事摂取基準、学校給食衛生管理基準を理解するとともに、学校給食を生きた教材として活用できる給食管理を行うことができる。	専門的知識や技能をより一層高め、食に関する指導について評価し、改善を図ることができる。 給食管理の評価と改善ができる。	自らの指導実践を広く情報発信するなど、専門的知識や技能を学校全体の教育活動に生かすことができる。 給食管理について、市町等において指導的立場を果たすことができる。
	生徒指導 c	子どもに自己存在感や自己決定の場を与え、成長を支援するとともに、共感的な人間関係を育成し、計画的に集団づくりへの取組ができる。	子どもの自己存在感を高め、成長を促すための適切な支援を行うとともに、共感的な人間関係を育成し、学校全体の教育活動の活性化につながる集団づくりができる。	
連携・協働 C	学校づくり a	学校の教育目標を理解し、目標達成に向けた自己の役割を自覚し、特色ある学校づくりにおける「チーム学校」の一員として行動する。	学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的にかかわり、特色ある学校づくりに取り組む。	
	参画・運営 b	保護者や地域との連携の必要性を理解し、管理職や同僚に報告、連絡、相談をしながら、教員集団の中で自ら進んでかかわりを持つ。	保護者や地域との連携に積極的にかかわるとともに、他の関係機関等との連携を強化し、協働において中心的な役割を果たす。	保護者、地域、関係機関等に対して学校の取組を広報し、校内外における連携を強化し、協働体制づくりに関してリーダーシップを発揮する。
	危機管理 c	食に関する多様なリスクやトラブルを理解し、それに対応する力を身に付け、安全で安心な学校づくりに取り組む。	食に関する多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案し、安全で安心な学校づくりを推進する。	食に関する多様なリスクやトラブルに対して学校全体で取り組めるよう、他教員に助言し、安全で安心な学校づくりに関してリーダーシップを発揮する。
特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応 ア		特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、対応するために必要となる知識や支援方法を身に付け、学習上・生活上の支援の工夫を行うことができる。	特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、学習上・生活上の支援の工夫を適切に行うとともに、関係教職員、保護者や学校給食調理従事者等と連携しながら組織的に対応することができる。	特別な配慮や支援を必要とする子どもに対して、適切に対応するとともに、他教員への指導や助言、関係機関や専門機関等との連携を積極的に推進することができる。
ICT や情報・教育データの利活用 イ		学校における ICT 活用の意義を理解し、食に関する指導や給食管理等において ICT を積極的に活用するとともに、子どもの情報活用能力を育成するための実践を行うことができる。	ICT を効果的に活用した食に関する指導等を行い、給食管理等の効率化及び子どもの学習や生活の改善を図るため、情報・教育データを適切に活用することができる。	自らの ICT 活用指導力を高めるとともに、他教員に効果的な活用方法を指導助言することができる。情報・教育データを活用して組織的な課題を明確にし、解決に向けて働きかけることができる。

受講に当たっての留意事項

1 受講に当たって

- ・ 受講者として、研修にふさわしい身だしなみで参加する。
- ・ 名札（各学校・園で使用しているもの）、筆記用具、必要に応じて指示されたものを持参する。
- ・ 研修開始時刻は午前9時25分（午後1時25分）である。それまでに受付等を済ませておく。
- ・ 受付は午前9時（午後1時）から始める。余裕をもって到着するよう心掛ける。
- ・ 基本的な感染症対策をする（研修中には協議をする場面もあります。マスクの着用については、状況に応じて各自でご判断ください）。
- ・ やむを得ない理由により欠席・遅刻・早退をする場合は、管理職から市町（学校組合）教育委員会に連絡する。

その後、校長名で市町（学校組合）教育委員会教育長、教育事務所長、県教育センター所長あてに欠席等の届をメールで提出する。（あて先は連名表記でよい。また、メールによる提出ができない場合は、郵送または通送でもよい。）

なお、届の様式は、県教育センター Web サイトからダウンロードできる。

香川県教育センター	所在地	〒761-8031 香川県高松市郷東町587-1
	電話番号	087-813-0941（教職員研修課）
	提出先メールアドレス	kyoikucenter@pref.kagawa.lg.jp

2 県教育センターの利用について

- （1）自動車での来所について
 - ・ 県教育センター建物の南側にある駐車場を利用する。
 - ・ 研修終了後は速やかに車を出庫する。
- （2）公共交通機関の利用について
 - ・ 県教育センター Web サイトのアクセス案内を参照する。
- （3）その他
 - ・ 冷暖房については、稼働期間、設定温度等を必要最小限としており、適宜換気を行うため、体温調節のための衣類が必要な場合は準備する。
 - ・ 1日研修の際には、業者が昼食（お茶付弁当 500 円）を販売している。

3 緊急時の対応について

- （1）警報発表時の対応
 - ① 原則として、午前6時30分（午後からの研修の場合は午前10時30分）から研修開始時刻までの間に、県内いずれかの地域[※]に警報（大雨・洪水・暴風・暴風雪・波浪・高潮・大雪）が発表されている場合又は発表されていた場合、オンラインで予定されていた研修を除き、その日の研修を中止する。
- ※ 全県を対象としない研修（小・中学校の初任者研修及び新規採用養護教諭研修・新規採用栄養教諭研修の地区別研修など）については、当該研修の対象地区内のいずれかの市町又は研修場所が存在する市町とする。
- ② 訪問指導については、当日、当該学校と協議の上、訪問指導の実施の有無を決定する。
- （2）地震発生時の対応
 - ① 県内いずれかの地域で震度6以上の地震が発生した場合は、原則として、発生から24時間以内に始まる研修は実施しない。研修中の場合は、直ちに研修を取りやめ、その日の研修は実施しない。
 - ② 県内いずれかの地域で震度5以下の地震が発生した場合は、学校や設置者の災害対応を優先する。その場合は、後日、欠席等の届を提出する。
- * いずれの場合も、事後の対応については、別途速やかに連絡する。

受講に当たっての留意事項

1 受講に当たって

- ・ 受講者として、研修にふさわしい身だしなみで参加する。
- ・ 名札（各学校・園で使用しているもの）、筆記用具、必要に応じて指示されたものを持参する。
- ・ 研修開始時刻は午前9時25分（午後1時25分）である。それまでに受付等を済ませておく。
- ・ 受付は午前9時（午後1時）から始める。余裕をもって到着するよう心掛ける。
- ・ 基本的な感染症対策をする（研修中には協議をする場面もあります。マスクの着用については、状況に応じて各自でご判断ください）。
- ・ やむを得ない理由により欠席・遅刻・早退をする場合は、管理職から県教育センターに連絡する。その後、校長名で県教育センター所長あてに欠席等の届をメールで提出する。（メールによる提出ができない場合は、郵送または通送でもよい。）
なお、届の様式は、県教育センター Web サイトからダウンロードできる。

香川県教育センター 所在地	〒761-8031 香川県高松市郷東町587-1
電話番号	087-813-0941（教職員研修課）
提出先メールアドレス	kyoikucenter@pref.kagawa.lg.jp

2 県教育センターの利用について

- （1）自動車での来所について
 - ・ 県教育センター建物の南側にある駐車場を利用する。
 - ・ 研修終了後は速やかに車を出庫する。
- （2）公共交通機関の利用について
 - ・ 県教育センター Web サイトのアクセス案内を参照する。
- （3）その他
 - ・ 冷暖房については、稼働期間、設定温度等を必要最小限としており、適宜換気を行うため、体温調節のための衣類等が必要な場合は準備する。
 - ・ 1日研修の際には、業者が昼食（お茶付弁当 500 円）を販売している。

3 緊急時の対応について

- （1）警報発表時の対応
 - ① 原則として、午前6時30分（午後からの研修の場合は午前10時30分）から研修開始時刻までの間に、県内いずれかの地域[※]に警報（大雨・洪水・暴風・暴風雪・波浪・高潮・大雪）が発表されている場合又は発表されていた場合、オンラインで予定されていた研修を除き、その日の研修を中止する。

※ 全県を対象としない研修（小・中学校の初任者研修及び新規採用養護教諭研修・新規採用栄養教諭研修の地区別研修など）については、当該研修の対象地区内のいずれかの市町又は研修場所が存在する市町とする。
 - ② 訪問指導については、当日、当該学校と協議の上、訪問指導の実施の有無を決定する。
- （2）地震発生時の対応
 - ① 県内いずれかの地域で震度6以上の地震が発生した場合は、原則として、発生から24時間以内に始まる研修は実施しない。研修中の場合は、直ちに研修を取りやめ、その日の研修は実施しない。
 - ② 県内いずれかの地域で震度5以下の地震が発生した場合は、学校や設置者の災害対応を優先する。その場合は、後日、欠席等の届を提出する。

* いずれの場合も、事後の対応については、別途速やかに連絡する